

07—01 P U D T

審 判 廷

1. 審判廷は、審判官が審判手続（特許（商標登録）異議の申立て、判定に関する手続を含む。）のうち口頭審理及び証拠調べを行う場所をいう。
2. 審判廷は、原則特許庁内で開くものとするが、審判長は、必要と認めるときは、他の適当な場所を審判廷に定めることができる。
3. 審判廷では、期日における口頭審理及び証拠調べを行う。
4. 審判廷は、定数の審判官及び審判書記官が列席して開かれる。
審判廷における審判官などの定位置は、原則として別記審判廷構成図のとおりである。
5. 審判長は、開廷中審判の審理を指揮し、審判廷の秩序の維持に努める（特 § 138②、実 § 41、意 § 52、商 § 56）。
審判廷における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は審判長の許可を得なければすることができない（特施規 § 54、実施規 § 23⑩、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥）。
審判長は、携帯電話の電源を切ることを要請したり、大きな声で話をするこ
とや大きな音を立てないように注意するなど、審判の審理進行や審判廷の秩序
を維持するために必要な措置をとることができる。なお、審判廷内での水分の
補給は認められている。
6. 審判長は、口頭審理を公開しないで行う（特 § 145⑤ただし書、実 § 41、意 § 52、商 § 56①）ときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い

渡さなければならない。

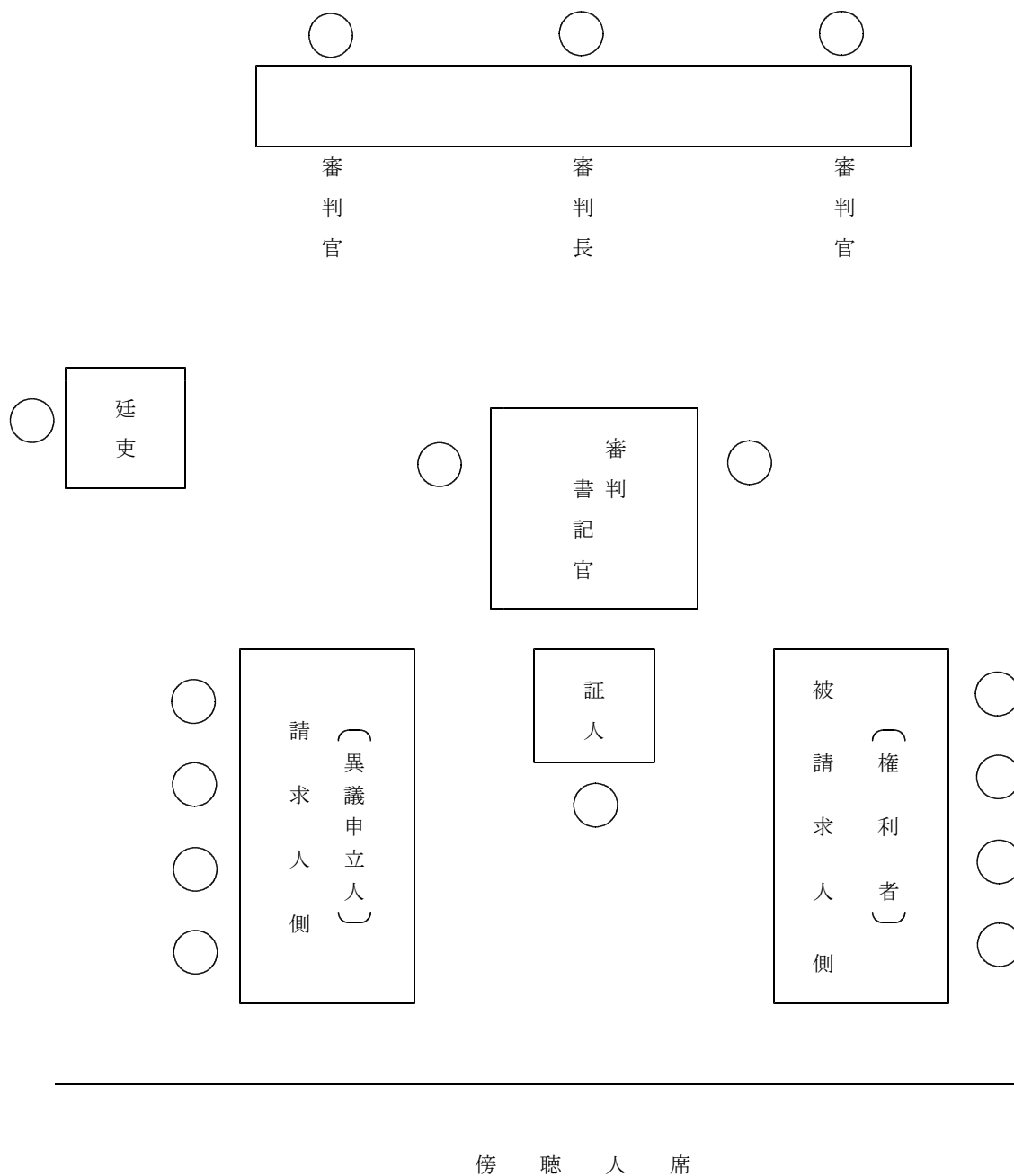
7. 審判廷：特許庁本庁舎16階

第1審判廷：経済産業省別館1階

第2審判廷：経済産業省別館1階

なお、特許庁本庁舎16階の審判廷は、IT機器を備えたIT審判廷となっており、動画等による技術説明、書画カメラを用いた現物・対象物の検証が可能である。

審判廷構成図（例）



注) () 内は特許（商標登録）異議申立事件の場合。
 廷吏の職務を審判書記官が代わって行うこともある。

(改訂H27.2)